

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画 第2期構成(目次)案

令和7年1月22日

※ 「・」は、予定している主な記載内容

Ⅰ 計画の基本的事項

- (1) 計画の位置付け
 - ・策定の背景とこれまでの経緯
 - ・「鳥取県障がい者プラン」等との関係
 - ・「読書バリアフリー法」等との関係(第8条第1項)
- (2) 計画の対象
 - ・国の計画を参考にして対象を記載
- (3) 計画の期間
 - ・令和8年度から令和12年度まで(5年間)

2 鳥取県の現状と課題

- (1) これまでの取組と計画の進捗状況
 - ・利用状況や聞き取り等
 - ・第1期最終評価の内容
- (2) 取り巻く環境の変化(※1期以降の変化)
 - ・GIGAスクール構想の進展に伴う教育現場のICT環境の整備
 - ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行(令和4年5月)
 - ・障害者差別解消法の完全施行(令和6年4月。民間企業における合理的配慮の提供の義務化)
 - ・スマートフォン等情報機器端末の普及
- (3) 課題

3 基本的な方針等

(1) 目指す姿

全県的な読書バリアフリーの推進により、居住地域や障がいの有無に関わらず、すべての県民が文字・活字文化の恩恵を享受できる。(=どこでも・誰でも・読書バリアフリーサービスを受けられる)

(2) 基本的な方針

- ①アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
つくる・ふやす・あつめる [コンテンツ]
- ②アクセシブルな書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
とどける・つなげる・ひろめる [サービス]
- ③視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮
それぞれに合った [支援]

4 施策の方向性

(1) アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上 【つくる・ふやす・あつめる [コンテンツ]】

- ①アクセシブルな書籍等の製作人材の養成
 - ・製作人材の養成・研修・確保
 - ・製作人材の確保とネットワーク化
- ②アクセシブルな書籍等の製作と製作支援
 - ・障がいに合わせてニーズの把握
 - ・製作手順やノウハウの共有
 - ・アクセシブルな書籍等の製作
- ③アクセシブルな書籍等の収集
 - ・書籍等の出版情報の収集・共有
 - ・出版社と連携した郷土資料の収集

(2) アクセシブルな書籍等の普及と継続的な提供 【とどける・つなげる・ひろめる [サービス]】

- ①県立図書館の体制整備・サービスの充実
 - ・県立図書館職員の養成・研修
 - ・アクセシブルな書籍、読書支援機器の提供
- ②アクセシブルな書籍等の利用の支援
 - ・書籍等利用のための操作スキル習得支援
 - ・端末機器等の情報提供
- ③非来館型サービスの充実
 - ・視覚障がい者等の利用できる電子書籍等のサービス(国立国会図書館・サピエ等)の普及
- ④市町村立図書館等のサービスの充実
 - ・市町村立図書館における取組の支援
- ⑤学校の読書バリアフリーサービスの充実
 - ・児童生徒、教職員への周知・啓発、学校図書館等との連携
 - ・各市町村教育委員会への周知・啓発

(3) 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮 【それぞれに合った [支援]】

- ①意見やニーズの把握
 - ・関係機関との連携の促進
 - ・各種福祉サービス等の情報提供
- ②ニーズに合わせたサービスの提供
 - 視覚障がい： ■肢体不自由： ■盲ろう： ■重症心身障がい：
 - 聴覚障がい： ■知的障がい：
 - 学習障がい：マルチメディアデジターの普及等
 - 高齢者：大活字図書、音声デジター及びサピエの普及等

5 指標

6 用語集